

新婚生活を応援します!

(砺波市結婚新生活支援補助金)

結婚して新生活を始めるご夫婦を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃や引越し費用等）を補助します。



どのような世帯が対象なの？

次の①～④の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ①令和6年1月1日から令和7年3月31日までに入籍した世帯
- ②ご夫婦の所得を合わせて500万円未満※
- ③ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ④申請時に夫婦の住所が砺波市内にある
- ⑤補助金交付後、1年以上砺波市内に居住する意思がある

※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除

どのような費用が対象なの？



- ①新居の購入費
- ②新居の賃借費用（賃料、共益費、敷金・礼金、仲介手数料）
- ③リフォーム費用
- ④引越業者や運送業者に支払った引越費用

※R6.4.1～R7.3.31に支払ったものに限りです。



いくら補助を受けられるの？

補助の対象となる費用のうち、1世帯あたり上限額30万円として「実際に夫婦が支払をした金額」を補助します。

.....お問い合わせ先.....

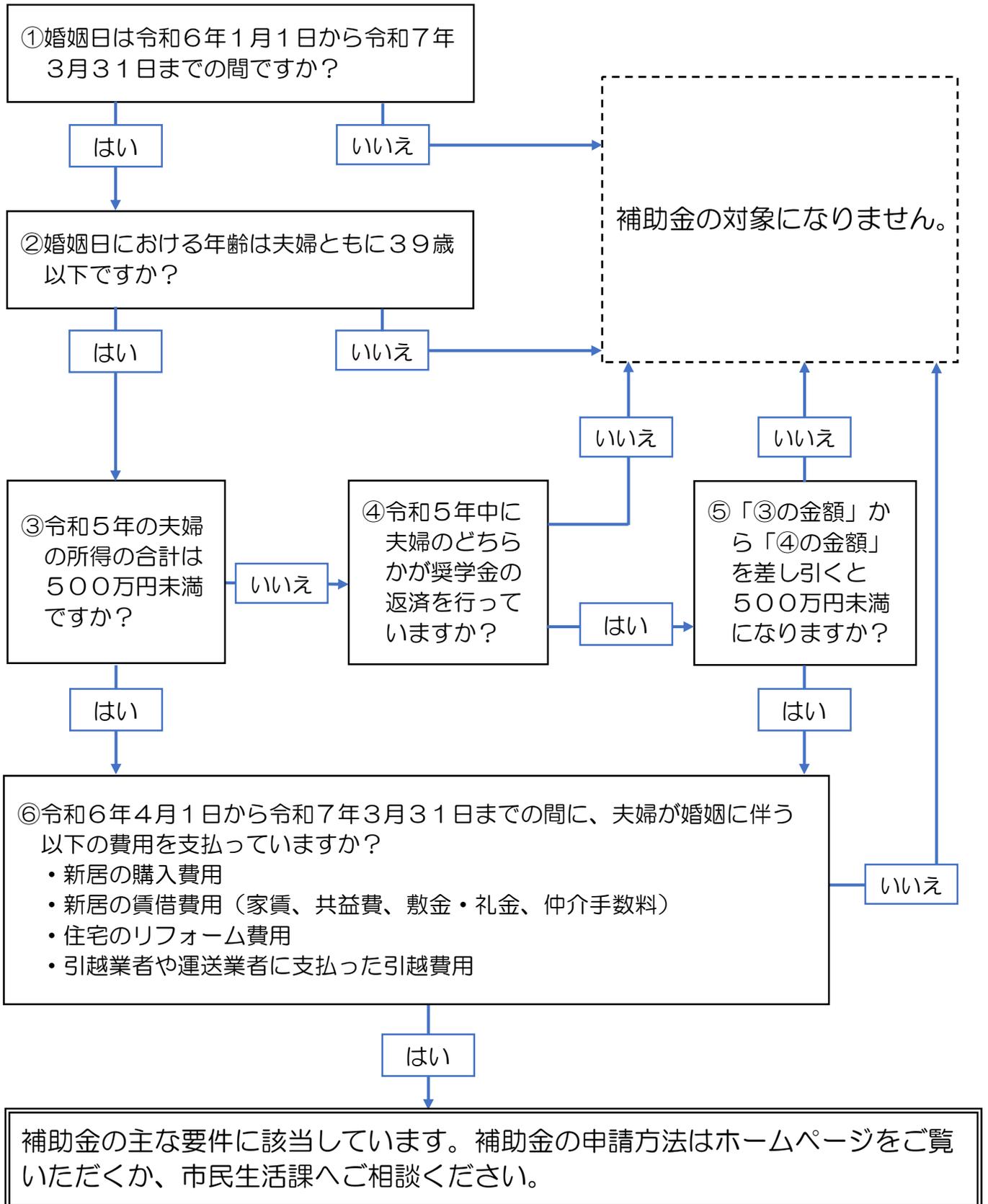
砺波市役所 市民生活課 となみ暮らし推進班
〒939-1398 富山県砺波市栄町7番3号
TEL 0763-33-1172



砺波市結婚新生活支援補助金 要件確認フローチャート

まずはこのフローチャートで補助金の対象となるかご確認ください。

※主な要件を抜粋したものであり、実際に申請いただく内容によっては対象外となる可能性があります。



補助金の主な要件に該当しています。補助金の申請方法はホームページをご覧ください。市民生活課へご相談ください。